

高知大学教授会規則

平成 27 年 1 月 28 日
規 則 第 39 号

最終改正 令和 7 年 1 月 23 日規則第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育研究に関する事項を審議するため、高知大学に置く教授会に関し必要な事項を定める。

(教授会)

第 2 条 前条にいう教授会は、国立大学法人高知大学組織規則(以下「組織規則」という。)

第 50 条第 1 項の規定に基づき設置される学部教授会、組織規則第 51 条第 1 項の規定に基づき設置される研究科委員会及び国立大学法人高知大学教育研究部規則第 14 条に基づき設置される学系教授会をいう。

(組織)

第 3 条 学部教授会(医学部教授会を除く。)は、当該学部に基づ幹教員として配置することとされた教授、准教授、講師及び助教(以下「教授等」という。)並びに総合人間自然科学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻に専任教員として配置することとされた教授等並びに保健管理センター、学内共同教育研究施設、全国共同利用施設及び機構に基づ幹教員として配置することとされた教授等のうち、当該学部兼任担当として配置することとされた教授等をもって組織する。

- 2 医学部教授会は、病院長及び医学部に基づ幹教員として配置することとされた教授をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、研究科長、専攻長及び学務部長をもって組織する。
- 4 学系教授会は、学系長、副学系長、当該学系に主として教育に係る要請を行う学部長及び専攻長、学系の各部門から選出された教授、学系のうちから選出された教授又は准教授をもって組織する。
- 5 教授会の組織には、前 4 項に規定する者以外の職員を加えることができる。

(議長)

第 4 条 教授会に議長を置き、教授会を置く組織の長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する者が議

長の職務を代行する。

(審議事項)

第5条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学部教授会

イ 学生の入学及び卒業

ロ 学位の授与

ハ 学長が次に定める教育研究に関する重要事項

① 教育課程の編成

② 教員の教育業績の審査

③ 学部長候補者の推薦

④ 教育学部教授会にあつては、附属学校園長候補者の推薦

⑤ 医学部教授会にあつては、附属病院長候補者の推薦

⑥ 農林海洋科学部教授会にあつては、附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター長候補者の推薦

⑦ 学生の表彰及び懲戒に関する事項

(2) 研究科委員会

イ 学生の入学及び課程の修了

ロ 学位の授与

ハ 学長が次に定める教育研究に関する重要事項

① 教育課程の編成

② 教員の教育業績の審査

③ 学生の表彰及び懲戒に関する事項

(3) 学系教授会

イ 学長が次に定める教育研究に関する重要事項

① 教員の教育研究業績の審査

② 学系長候補者の推薦

2 教授会は、前項に掲げるもののほか、学長、学部長、研究科長及び学系長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議事)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 教授会の庶務は、国立大学法人高知大学事務組織規則に定めるところによる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教授会の議事及び運営の方法については、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第163号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月9日規則第86号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日規則第77号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月23日規則第57号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。